

**令和5年第2回七戸町議会定例会
会議録（第2号）**

令和5年6月2日（金） 午前10時01分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 瀬川 左一君 外5名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	附田 俊仁君	副議長	15番	岡村 茂雄君
	1番	藤井 夏子君		2番	中野 正章君
	3番	山本 泰二君		4番	向中野 幸八君
	5番	二ツ森 英樹君		6番	小坂 義貞君
	7番	澤田 公勇君		8番	工藤 章君
	9番	疍 清悦君		10番	佐々木 寿夫君
	11番	瀬川 左一君		12番	田嶋 輝雄君
	13番	三上 正二君		14番	田島 政義君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又 勉君	副町長	高坂 信一君
総務課長	仁和 圭昭君	支所長 (兼庶務課長)	相馬 和徳君
企画調整課長	金見 勝弘君	財政課長	附田 敬吾君
税務課長	西野 勝夫君	町民課長	高田 博範君
保健福祉課長補佐	大沢田 慎一君	介護高齢課長	三上 義也君
こどもみらい課長	佐々木 和博君	会計管理者 (兼会計課長)	高田 美由紀君
農林課長	原子 保幸君	建設課長	鳥谷部 勉君
商工観光課長	鳥谷部 慎一郎君	上下水道課長	町屋 淳一君
教育長	附田 道大君	学務課長	附田 良亮君

生涯学習課長 (兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)	田中健一君	世界遺産対策室長	鳥谷部伸一君
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	田村教男君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	中村大樹君
------	-------	-------	-------

○会議を傍聴した者（16名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨		
1	瀬川 左一 君 (一問一答式)	1. 少子化対策について	(1) 当町の少子化の現状をどのように捉えているか。		
			(2) 少子化及び子育て支援の対策はどのように行っているのか。		
			(3) 当町にとっても子どもは宝であり、子どもを育てやすい環境を整えることは大変重要である。今後はどのような対策を行っていくのか。		
		2. 農業対策について	(1) 当町の農地面積はいくらか。		
			(2) 農産物の価格の低迷や肥料価格の高騰により、働けば働くほど赤字が続く状況にあるが、当町の農業経営対策は。		
			(3) 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに伴い、今後5年間に一度も米の作付けを行わない農地を交付対象外とするなど、厳格化されたが、現実的に転作田から水田に戻すことは難しいため、今後耕作放棄地が増加し、転作田で経営する農家にも影響を与える。この影響を町ではどのように捉えているか。また、国へ働きかける考えはないか。		
		3. 畜産業対策について	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により畜産物価格が不安定な状況のうえ、飼料価格の高騰により畜産農家の経営を圧迫している。また、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しにより、牧草の生産量が減ることさらに打撃を受ける。町はどのような対策を行っていくのか。		
		2	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 介護用品の支給について	(1) 高齢者の非課税世帯で、要介護3から5の家族をかかえている世帯はどれぐらいあるのか。

順序	質問者氏名	質問者氏名	質問要旨
2	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 介護用品の支給について	(2) 高齢者の非課税世帯で、要介護3から5の家族をかかえている世帯に対して、紙おむつ等の介護用品を支給する考えはないか。
		2. 七戸霊園の整備について	(1) 七戸霊園で使用されている墓地の数は。
			(2) 七戸霊園に合葬墓を作る考えはないか。
3. 教職員住宅について	(1) 教職員住宅は何軒か。また、入居率はどれぐらいか。		
	(2) 教職員住宅に5年以上入居したら、その住宅を土地も含めて提供する考えはないか。		
3	山本 泰二 君 (一問一答式)	1. 七戸公営柏葉塾について	(1) 各年度における塾生の人数は。
			(2) 昨年度卒業した塾生の進路状況は。
			(3) 今年度卒業する塾生の進路見込みと目標は。
			(4) 塾利用者による公営塾の評価は。
4	向中野 幸八君 (一問一答式)	1. 民生委員について	(1) 社会福祉増進のために地域住民の生活状況の把握、生活に関する相談や援助等を任務としているが、3年ごとの改選の必要性や問題点など、現状の状況は。
			(2) 当町においては、現在は適正な人員での活動状況にあると思うが、全国また本県においても高齢化に伴う成り手不足が深刻化している中、当町の今後の取組み、対策はあるか。
		2. 保健協力員について	(1) 町内会より選任され、2年間の任期で活動しているが、協力員の活動状況はどうなっているのか。また、今後の協力員の役割、体制の方向性についてどのように考えているのか。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
4	向中野 幸八君 (一問一答式)	3. 防災無線について	(1) 災害が発生し、電力が遮断、切断された場合、防災無線本体に関わる予備電源が機能すると思うが、どのようなシステム状況になっているのか。
			(2) 町内各所の鉄塔の上に拡声器が設置されているが、仮に災害等により傾いたり、転倒状況でも支障なく機能するものなのか。また、実質的機能を確保するための対策はあるか。
5	中野 正章 君 (一問一答式)	1. 荒熊内地区開発事業について	(1) (仮称)七戸町総合アリーナの建設に伴う、インフラ維持、整備等により支出が増加し、町財政のひっ迫による住民への公共サービスの低下が懸念されるが、町の今後の見通しは。
			(2) 新庁舎建設の財源に関して基金の状況、財政シミュレーション等の情報の提供が不十分なため、議会での審議が十分にできていないと感じる。また、激しい人口減少、物価高騰の社会の情勢をふまえると新庁舎建設に関して今の状況では賛成できない。そこで、改めて説明会をする考えはないか。
		2. 広域での市町村合併について	(1) 激しい人口減少に伴い、さらなる広域での合併を模索すべきだと思うが、その考えはないか。
6	疍 清悦 君 (一問一答式)	1. 情報公開・情報共有について	(1) 町民からの苦情・意見・要望・提案等をどのような方法で受け付け、それに対する回答をどのように行っているか。また、令和4年度に寄せられた町民の声の内容と件数は。
			(2) 青森県ではホームページを活用し、県民から寄せられた意見や提案と、それに対する県の回答を「県民の声データベース」にまとめ、誰でも閲覧できるようにしている。同様の取組を当町においても実施する考えはあるか。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
6	市 清 悦 君 (一問一答式)	1. 情報公開・情報共有について	(3) 行政の透明化・信頼性の向上、業務の効率化・高度化を目指すと共に、住民協働の推進、地域課題の解決や地域経済の活性化などの効果を得るために、当町においてもオープンデータを推進する考えはあるか。
			(4) 職員が積極的に事務事業を改善等について提案するような制度を設ける考えはあるか。
		2. 選挙の開票事務について	(1) 今年4月に行われた選挙において、投票所でも写真撮影を禁止していたが、これまでに投票所で写真撮影が行われたことによって問題が生じたことがあったか。あったとすればどのような問題が生じたのか。
			(2) 報道関係者については、開票所の写真撮影を許可しても良いのではないかと感じた。また、各立候補者の得票状況が参観人によく見えるように配置を見直したほうがよいのではないかと感じた。今後はどのように対応する考えか。
		(3) 町議選での投票日当日の時間帯ごとの投票率はどうだったか。また、投票終了時刻を1時間及び2時間繰り上げた場合、事務費はどれ位削減できるか。	

- 議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがって、令和5年第2回七戸町議会定例会は成立いたしました。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これより、6月1日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

- 議長（附田俊仁君） 日程第1 一般質問を行います。
質問は、通告順に行います。
通告第1号、11番瀬川左一君は、一問一答方式による一般質問です。
瀬川左一君の発言を許します。11番議員。
- 11番（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。
6月に入り、天候もよく、田植えも順調に進み、農作業も滞りなく進んでいることと思います。
今回は、議会議員選挙も非常に厳しい中、行われ、当選できたことに感謝を申し上げ、こうしてまた一般質問することになりました。
今回の一般質問については、少子化対策、当町におかれましても、著しく子どもたちが少なくなる危機感を感じるということで、少子化対策について質問させていただきます。
農業対策については、当町の第一産業である農業、農産物の米の価格の低迷が続き、後継者問題など、いろいろな課題が続いている中で質問させていただきます。質問は、質問席において質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。
それでは、少子化対策についてお願いいたします。
当町の少子化現状について伺います。よろしくお願いいたします。
- 議長（附田俊仁君） 町長、答弁。
- 町長（小又 勉君） おはようございます。
瀬川議員の御質問にお答えいたします。
当町における子どもの出生数は、10年前の平成24年度が85人、直近の令和4年度が49人と10年間で約42%減少しており、大変危機的な状況であると認識をいたしております。
- 議長（附田俊仁君） 11番議員。
- 11番（瀬川左一君） 今、町長からもお話がありましたとおり、非常に少なくなっているとの答弁でありました。今年度の町内の小学生の入学生の数についてお願いいたします。
- 議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

今年度の新入生は、七戸小学校33名、城南小学校7名、天間林小学校45名の合計85名となっております。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 今、町長のほうから33名、7名、85名ということでありましたが、非常に小学生の人数が極端に少なくなっている。前であれば、ザイの学校でさえ7名ということがありましたが、この大きな町の中で半分に分かれた小学校の中で7名とか33名、85名というのは、少ない数になっているのですが、私たち団塊の世代というのは、400名とかそういうふうな人数の中で、それは、その時代の流れの中ですが、非常にそういうのに対して危機感を感じるわけです。

そこで、2番の少子化問題について、子育て支援対策はどのようになっているのかをお聞きいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

少子化及び子育て支援対策については、これも、これまで重点的に様々な施策を講じてまいりました。

主なものでは、中学生以下の全ての子どもの医療費を無償化し、小・中学校で給食費の無償化を実施しております。

また、保健師が妊娠期から出産・子育て期までを一環して寄り添い、子育て家庭に対して、様々なニーズに即した伴走型支援、こういったものを実施しております。

ほかに、新婚子育て世帯の負担軽減のための家賃補助や住宅取得費用を補助しております。

さらに、結婚支援では、県が運用するマッチングシステムの共同運営に参画し、結婚希望者の出会い、こういったものをサポートしております。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 町では、いろいろな支援をしたり、婚活、そして、結婚問題、いろいろなことに取り組んできていることは、重々承知しておりましたが、なかなかこれも進まないという現状の中で、今日に至っております。

そこで、当町、子どもは皆さんにとって宝であり、また、町にとっても、国にとっても非常に必要であり、そして、それが国を支えたり、町を支えるものとして非常に重要な問題として私は考えております。

そこで、当町において、子どもが宝であり、子どもを育てやすい環境をつくるために大変重要であり、今後、どのような対策を行うかお聞きいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

これまで、当七戸町では、医療費や給食費の無償化など現物給付による支援を主に行っ

てまいりました。

しかしながら、ヨーロッパ諸国の少子化対策では、現金給付によって、その出生率が上昇した報告と、こういったものもあります。

こういったことを踏まえて、小学校入学前、それから、中学校の入学前、さらには中学校卒業時の節目に現金で給付する「みらいかがやく子育て支援金」、この制度を創設し、令和6年2月の支給に向けて準備を、今、進めております。

また、町奨学資金返還支援事業により、若者の経済的負担の軽減と、こういったものも図っております。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 今、いろいろな形の中で町長のほうから答弁がありましたが、その現金支給とか、いろいろな、給食センターの無料化ということで、七戸町は一番最初に進めていることで話題になりました。その中においても、非常に、子どもがこうしてなかなか増えていかないということは、非常に危機感を感じるわけです。

そこで、私は、この前、春の神明さまの例大祭があったときに挨拶をさせられた中で、この非常に高齢化する中で、子どもの話をしたら、出るときにお母さんが走ってきて、「これからは、子どもたちを育てるには支援が必要なのですよ。」と。「それは、子どもが生まれたときの紙おむつは必要なのだ。」と、それが、現金ではなくして、紙おむつで支給したほうがいい。それで私も、ある人から聞いたら、「いや、ある自治体では、その紙おむつについては、レシートとお金と交換している。」というような話がありましたが、それはそれとして、やはり、そういうふうな形の中で、若い人たちが子どもを持って育てやすいという環境をつくり、そして、それを支援することが私は非常に必要かなと思っていました。

そこで、私の地元の話であるのだけれども、ある農業法人に行っているお父さんが、もう七、八年、もっと前だったのか、それは分かりませんが、「いや、実は、長男が生まれたら、お祝い金と1万円を頂いた。」と、「とても嬉しくて、私、ちょっと感動してしまった。」と。そして、「それから何年かたったら、第2子がまた5,000円を頂いた。」と。そのとき私は、胸の中でやはり、これは絶対、私もあまり考えたことがなかったけれども、私も法人として人を使っている中で、これは必要だなと思い、そして、私も、私の従業員の中で結婚し、子どもが生まれたことで、迷いもなく自分の身を削るというか、会社のこともあって、お祝い金と1万円をあげ、そうしたら、また2年ぐらいたって二人目が生まれ、またこの前、3人目が生まれたのに1万円、5,000円、5,000円と支給することに迷いもなくやることによって、とても子どもも3人も増えたということもあり、そうして一生懸命に働いてくれる、その喜びを感じたとき、ああ、これはやはりやるべきだなという、迷いもない心で今でも思っています。私事ですみません、自慢になったらお許しいただければ、私も、自分の子どもが、学校が終わって、うちの自分の会社にこうして3人子どもがいるのだけれども、今、孫が9人いて、もう一人また生まれる

ということで10人ですので、そういうふうな支援と環境をつくるのがこれからの町に必要なと思いますが、そこで、町長、その紙おむつに対してどういうふうな考えがあるか教えてください。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

議員御提案の紙おむつ費用の助成については、妊娠届時と出生時に現金を給付する出産子育て応援給付金によって、この紙おむつ自体、そういったものをカバーできるというふうに考えているため、紙おむつに限定した支援とか給付とか、そういったものは、考えておりません。今後も、子育て世帯のニーズ、こういったものを酌み取りながら物心両面で寄り添い、支援を続けてまいります。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 今、その現金給付の中で、そういうふうに分けていないということではありますが、現金給付というのは、それも本当に必要なものでありますが、やはり、子どもにはこういうふうに分けるというのも、親にとっては、ああ、町からこういう支援があるのだな、同じお金でも、分けてやったほうがいいと思いますので、それは要望としてお願いいたします。

そこで、少子化問題については、これで終わらせていただきます。

そして、2番の農業対策について質問させていただきます。

当町の農地面積をお願いいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

農業委員会の農地台帳により、農地面積は約6,065ヘクタールとなっております。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） その中で、畑の面積、水田の面積をお願いいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

畑は1,938ヘクタール、水田は4,127ヘクタールとなっております。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 畑が一千九百幾らヘクタールという数なのですが、水田は4,200ヘクタールということではありますが、その畑については、非常に農業、団塊の世代ももう70、私も世代の一人として23年、22年生まれで75歳ということで、非常に農作業そのものが、だんだんできなくなっている中、今まで畑であったところを、こうして回って歩くと、ほとんどこれが元は畑だったのかというふうな、耕作放棄地が極端に見えています。それらの対策とかは、これからお聞きします。水田が4,200ヘクタールということではありますが、農業後継者が進んでいく中、また、後継者がなく、畑の醸成がなく、耕作放棄地が増えているのに伴い、それに当町は、どのような対処をするかをお聞

きいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

農業経営基盤強化促進法、この法律の一部が改正をされました。人の確保・育成、農地の集約化等を地域で話し合い、目標を設定する地域計画、これを2年間で策定をするということになっております。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 農産物の価格低迷、肥料価格の高騰により、働けば働くほど赤字が続く状況の中、当町の農業経営対策はどのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

国では、肥料価格の高騰による農業経営の影響を緩和するために、農業者に対して、肥料のコスト上昇分、いわゆる値上がり分の7割を支援する肥料価格高騰対策事業を行っております。

町として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを活用して、国の肥料価格高騰対策事業の申請者に予算の範囲内で、いわゆる1割から2割程度の上乗せ支援ということを行うことにいたしております。今、まさに申込を取っているという、そういう状況です。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 今、町長からも示されたとおり、非常に肥料がもう倍近くなって、農家が前にも後ろにも進めないような状態の中でも、やはり、やらなければならないということで、今、7割負担とかということで作成をしているということですが、非常にその前の準備資金とか、農家には非常にこの不安の中での農業がやられているということですので、それは、もらってみなければ分からないのだけれども、来るものとして頑張るしかないなど、私は思います。

次の質問ですが、畑作について、令和3年度の大雨による長芋などの陥没により被害が大きく、これについての昨年度の対策はどのようになったのかをお聞きいたします。

戻ります、順序を間違えました。

令和3年度のデータが1俵当たり8,000円から8,500円。令和4年度は、1俵1万円を切るような状況が2年も続き、そして、農家は不安の中で、その生活費も出ない中、こうして高齢化が進んでいる農業者たちが頑張っている姿であります、この対策についてをお聞きいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

令和3年度は、米価が大変安くなった、大変だという、そういう状況になりました。

そこで、米価下落緊急対策支援交付金事業として、町は種子の助成2,000円、それ

から、次期作準備金2,000円と、いわゆるその10アール分です、これを交付をいたしております。そして、令和4年度は、米に特化したものではありませんが、コロナ禍による燃油高騰や資材価格高騰によって経営がひっ迫している農林業者を支援するため、七戸町農林業資材等高騰対策支援事業費補助金、こういったものを補助、交付いたしております。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 町からの支援が、2,000円と4,000円されているということで、町は、これでもできる限りの支援をしたと私は考えております。その中で、非常に、やはり高齢化の中で、後継者もない中で、先ほどの面積、6,000ヘクタールとか、4,200ヘクタールを耕していくということは、大変な中ではありますが、これを、やはり国、いろいろな形で支援をしていかなければ、私は、もう地方の第一次産業が非常に厳しい中で終わっていくのではないかと心配するわけでございます。

次に、先ほど順序を間違えましたが、畑作についての質問をさせていただきます。

令和3年度の大雨により、うねが陥没し、被害が大きく、これによって長芋、何も採らなかつた人たちがあつたということで、いろいろな支援をお願いしたという話がありますので、そこについては、どういうふうな対策をしたのかお聞きいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

大雨の被害について、町では、特別なその対策は行っておりませんが、毎年、長芋種子のその助成と、種の助成、これは毎年行っております。

それから、ゆうき青森農協、十和田おいらせ農協では、独自のそういった大雨対策の支援というのを行っていると聞いております。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 町では、種子等の支援、そして、これは農協が出荷先になるわけですが、農協からの支援があつたということでもありますので、農家は、農協のほうにいろいろなお願いをしたものと私は解釈しております。

次に、令和4年度水田活用直接支払交付金の見直しに伴い、今後5年間に一度も米を作付けを行われない農家に交付金が該当にならないと。そして、厳格化されれば、現実的に転作田から水田に戻すのには難しい。今後、耕作放棄地が増加し、転作水田を経営する農家に影響を与える。その影響を町はどのように捉えているのかお願いいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

国では、長年、転作田として利用し続けた農地を水田として耕作するまで戻すというのは容易ではないと、こういったことを調査をし、把握をし、現場の課題と、こういったものを踏まえて、具体的に期間を5年間としたということでもあります。耕作できる水田は、活用する方向で計画的に耕作を行いながら、一方、畑地化が進んだ水田は、畑地化として

畑作物の本作、こういうのを図りながら、定着まで一定期間を支援する畑地化促進助成というのを行い、これらを活用して牧草、あるいは大豆とか、いわゆる一般畑作物も含めて生産・販売を、その計画的に経営を進めていくべき、この中には子実コーンも入りますと、いくべきであると考えます。

今後、町として国と連携を図りながら、水田はもちろんですが、農地を総合的かつ有効に効率的に活用できるような地域、産地として発展できるような各種事業と、こういったものを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 今、町長から示されましたが、国では、畑地化ということでありましたが、希望を取ったら非常に少なく、あの手この手、また、2年間2万円つけるとか、その水田直接支払交付金の畑地化については、やはり借りている農家が非常に多く、その資金面の、例えば15万円の支払いが本人にいくのか、借りている人にいくのかが非常に難しくなって、私もそういう問題に今、直面している問題もありますと。

ということで、非常に、国との考え方を、今、町長から説明を受けました。

次に、水田活用を5年に1回水を張り、米を作付けしなければならないのは、何年からのスタートになりますか。

○議長（附田俊仁君） 11番議員、一つ飛ばしていませんか。

○11番（瀬川左一君） すみません、ちょっと緊張しますので、上がっていますので、お許しいただければと思います。

令和5年度における水田活用直接支払交付金等、町の支援はどのようになっているのか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

水田収益力強化ビジョンに基づく地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、これへの取組として、産地交付金を活用し、飼料用米、それから、新市場開拓米、加工用米、ニンニク等の高収益作物、それから、子実用とうもろこしの作付農家に産地交付金として追加支援を行います。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） はい、分かりました。その水田活用を直接支払交付金については、町のほうも多大なる支援をしているということでもあります。それについては、まず、感謝を申し上げるとともに、頑張らなければならないと思います。

次に、水田活用、5年に1回水を張り、米の作付けをしなければならないのは、何年からのスタートになりますか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

令和4年度から始まっていますので、遅くとも令和8年度までに1回水張りを行わなければならないということになります。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 当町では、水田活用における面積は何ヘクタール、飼料作物、牧草は何ヘクタールでありますか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 水田活用の直接支払交付金に係る水田台帳面積、約3,583ヘクタールとなっております。そして、令和5年度の牧草作付予定面積は、422ヘクタールとなっております。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 令和3年度では、牧草については、播種したときは3万円、そうでなければ1万円いったときは、500ヘクタールを超えていましたが、若干、これも何かの影響で下がっているのかなと思います。

次に、当町における昭和から平成にかけて、集落で行っている8割ぐらゐは畜産農家で、畜産農家、私たちが若いときは、ほとんどが畜産農家が8割ぐらゐは牛を置いてやった時代もありました。それが、土台になって水田活用を利用した畜産農家に替わり、一畜産農家が何百頭という肥育を生産するようになりました。それが、この水田活用という土台があつてのことだと私は思っています。

そこで、この問題はどれくらい重要なのか、私は調査しました。

十和田市を含む8市町村の牧草面積は、十和田市が1,370ヘクタール、六戸町は43ヘクタール、七戸町は470ヘクタール、野辺地町は5ヘクタール、横浜町は180ヘクタール、六カ所村は571ヘクタール、東北町は60ヘクタール、おいらせ町は77ヘクタールで、この面積は、何かに比較するのがないかなと思って、家畜改良奥羽牧場に問い合わせをしたら、七戸にある牧場の奥羽牧場の面積は505ヘクタールとのことです。1市7町村の水田活用の牧草だけの面積は、2,776ヘクタール、およそ、そこで肥育されている牛の頭数が、私、横浜町と六戸町は分からなかったのだけれども、合計で3万頭を超えています。3万頭を超えている農家が、この水田活用の牧草の面積を利用した取り組みを行っています。それが、5年に一度、水を張れということになれば、この飼料作物そのものも氷山の一角となるのだけれども、この2,776ヘクタールの牧草が、ほとんどまず不可能だと、1年水田をやつて、今度は牧草をつけて、牧草がろくに収穫できないうちにまた次の水を張る、これはもうできるものではないと。

では、今まで作り上げた、この私たちの時代の家畜農家、一農家の頭数を増やした基盤、家畜農家が何を粗飼料としてやっていくのかは、非常に私は問題だなと思います。

そこで、今まで十和田食肉組合、食肉センターがありました。そこで、今度は、それはもう伊藤ハムだか何かの会社に委託することになり、そして、組合は存続しなくなりましたが、今度は畜産を守る、この十和田を含めた会が畜産サミットを立ち上げて、市、町、

国会議員に陳情するという考えは、町長にあるのかをお聞きいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

ここからは、ある程度、もう私独自の考えで申し上げますけれども、十和田食肉処理事務組合、これは去年、正式に解散をいたしました。そこで、畜産を守るサミットとか、そういったお話でありますけれども、国会に陳情とか、そういった話がありますが、実は私、先日いわゆる国会議員の方と直接、この問題で、いわゆる農林水産委員会で質問した代議士からお話を伺いました。

いろいろあるのだけれども、当時、金子農水大臣、基本はもう変えることはできないと。ただ、その運用について、著しく地域、あるいはまた、もっと広い意味での地域全体に影響を与えるというか、全く実態に合わないというか、そういったものは運用面での変更というのもやぶさかでないということではありますが、よくよく聞きますと、地域を揺るがすような変更の問題というのは、これはもう当然あってはならないし、それは、変更対象になるよと、運用面で。だけれども、それ以外は、やはり農水省の、いわゆる青森拠点の職員を含めて地域の実態をよく調査して、今、対策を取ったということですから、そう簡単にはいかないということでもあります。

したがいまして、国会にいる方2名が青森県出身の大臣にそういう質問なり、要請というのを行っておりますけれども、それを踏まえて今年のいわゆるその要綱を見ても、何ら変更をしております。

ですから、これは恐らく、国なんかは、そのとおりに進めていこうというふうに思っております。

ただ、畜産農家の心配という、いわゆるその経営に対する影響というのは、これはもう当然私も感じておりますが、ただ、おっしゃるような全ての水田、いわゆる上十三のそれがこれに関わるものではないというふうに考えておりますが、一部そういう影響があるだろうというふうに思っています。そこら辺を考えながら、今後、いろいろ県・国と協議をしながら、何かの突破口を見つけていかなければというふうに思っています。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 今、町長が、その農水省とかいろいろなので、この問題を話したり聞いているみたいなのだけれども、私たち農家にとれば、5年間で水を張りなさい、では、この牧草はどうなるのか、その先は、国が進めていると、国には勝てないような、皆、畜産農家は物すごい不安感を持っている、それで生活しているものだから、その牛の3万頭が、その牧草面積3,000ヘクタールですか、3,000ヘクタールに今、国からの支援が3万5,000円を掛けると、今、1市そして7町村含めて、約10億円ぐらいの畜産農家にお金が支払われているのです。それが、結局、私たち畜産農家にしてみれば、このお金がなかったらどうなるのだと、そして、水を張れと、牛が何を食べるのかと、そこまでしか、私たちには、畜産農家には考えることがないです、不安、5年たって

今年からスタートしているから、あと4年しかない。4年の中で水を張れ、ほとんど恐らく無理でしょう。やる人もいないでしょう。その中で、資金が来ない、あなたは5年たって、この牧草は水を張らないからもう交付金はだめですよと、10億円のお金が100%で10億円だから、それが全てではなくても、そのお金が来なくなったとき、畜産農家は今から不安を抱えるということで、私の何人かが電話をしてきました。

そこで、令和3年度において、私が、急に3万5,000円が1万円に変わる、それが種子をまいたときのみにはしか3万5,000円を支給しないよと。

そこで、次の質問に入りたいと思います。

畜産対策について。そのことは、また後で質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、畜産物の価格が不安定な状況の中、飼料価格の高騰による畜産農家の経営を圧迫し、また、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直し、牧草の生産が減ることに、さらに打撃を受け、町ではどのような対策を行うかをお聞きいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

その高騰している配合飼料のほかに、必要不可欠な主要作物でありますので、いわゆる牧草ですね、主要作物は、引続き自給飼料の増産・確保に向けたその生産性及び品質の向上などに努めていただくとともに、飼料作物を生産する耕種農家との連携、それから、必要な施設整備や機械導入など、一層、飼料の生産・供給体制が重要になってくると思います。

町として、国、県と連携を図りながら補助事業を計画的に活用し、そして、畜産農家の負担軽減、こういったものを図りながら、経営の安定化、こういったものを何とか工夫を凝らして進めてまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 令和4年度の水田活用の中に飼料作物・牧草をまき直すことによって3万5,000円、先ほどもちょっと触れましたが、刈り取りしたのみに1万円ということで、そういうふうな土地で、そのようなことで大変だと思い、令和4年度当町の水田活用直接支払交付金、国からの1万円は死活問題ということで私も必死になって、これについてお願いして。それで、全飼料作物・牧草に種子の規定の量をまきなさい、そうすると3万5,000円となりますということで、これに町の対策はないのかをお聞きします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

播種、それから未播種では当然、経費等に差が生じるということで、国としても、現場を調査し、水田活用の直接支払交付金の各品目との整合性を踏まえて、その見直しを決定したものであるというふうに考えております。

したがいまして、今のところ、そういった対策というのは考えてはおりません。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 今まで牧草は、播種しているときは、もちろん悪くなってするのだけれども、そのときは3万5,000円、それも1万円ということで、非常に打撃を受け、その七戸町の面積は、この農林省の牧場くらいの面積があって、それが1万円ということで、非常に、先ほどと同じことを何回もしゃべるのですが、それに対して、今でも、その3万5,000円をもらうために10アール当たり4,000円の種子を買って、2,000万円ぐらいの農家が今のこのコロナ禍で厳しい中、種子を使ってやるのだけれども、それについては助成はないということでありますので、これは、町の予算の関係もあるだろうし、これはそれなりの考えでありますので、これは仕方ないことと私は思います。

これについては、令和3年度にこの事業が、この牧草が急にこういうふうな事態になって、私の農場も農政局に呼ばれました。そのとき、何人かの団体が呼ばれたようですが、そのとき、牧草を毎年まき直しをしなければならない。帰ってきて、いや、農政局が話している意味が分からない、全然分からない。なんで牧草を毎年まき直しをしなければならない。ただ聞いてきて、それを理解できなかつた件も、その理解は結局、いろいろな形の中で国会議員を通して、私も地元の国会議員、そして衆議員の国会議員を通じて、直接畜産農家ともお願いして、いや、ここ七戸町にこれが始まると500町歩に全然お金が来ないんだと、1万円は来るのだけれども、これは小作料と支払えば、今まで来たお金がないんだと、何とかお願いしますということで、衆議員の議員もちょうど予算委員会でこれについて、金子農水大臣に予算委員会で質問をしました。もちろん、参議院の地元の国会議員はすごい口調で金子農水大臣に口調した結果が、私たちだけでなく、これは日本全国からそういう要望が行ったと思うので、それはまず1万円から3万5,000円に種子を買って、種をまきなさい、それで変わったということで、未だにそれが続いて、私が今その種子の助成については話しました。

そういうことで、私もこれで全ての質問が大体終わりましたが、非常にこの、なかなか一般質問をしないところで緊張をしました。

これについては、今後、この水張りについても、私は皆さんといろいろなお話をしたら、この水田は水を張らなければならないというような考え方がありますので、これを5年から、牧草については10年に延ばしてもらおうということで、これから市町村のお願い、そして、国会議員のお願い、様々なお願いをして、私は、この畜産農家を自ら救っていきたくて思っています。そのためには、代表としても、代表になって発起人を議員からも参加していただいて、各市町村を回って、国会議員を回って、この陳情をやらなければ、私は、そのときは、そのなりに、その地域に合わせたようなことをやるというのだけれども、それについては頑張っていきたいと思えます。

私、こういうことで、こういうふうな地図を、これ、上北郡の地図です。これに牛の数

とか、いろいろなものを入れて、こうしていろいろな形で陳情して、町の畜産、そして、農業は、国の、国民の生命ですので、命の、私は、農業は国民の母と思いますので、それについては、農業に関しては、断固たる態度で頑張っていきたいと思いますので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。非常に戸惑って、聞きにくい点があったと思いますが、よろしく願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） いいですか。

冒頭、現実的に、これはもう不可能だというお話がありました。いわゆる、その5年の水張り、水田に戻すと。それから、5年から10年にすると、ということは、現実的にもう問題の先送りということになると思うのです。

しからは、様々、要綱を調べてみてください。畑地化支援と、いわゆるその水路を壊してしまって、もう水田に戻すことができないとか、あるいはまた、高い畦畔を崩して、牧草を植えたよと、これにいちいち畦畔をつけるというのは、もう大変なお金がかかるよと。そういったことについては、いわゆる今の直接支払交付金といいますか、そういったものの中で、畑地化支援というのがあるのです。その中で、高収益のものは17万5,000円だけれども、そうでない普通の畑作物については、たしか14万円なんです。そして、これを定着促進支援というのが、例えば、牧草もいいし、大豆でもいいし、それから、子実用とうもろこしもいいのだけれども、これは5年間、2万円、これが10万円なのです。プラスすると24万円、これだけのものが一応入ってくるということにもなりますから、よくそこの実態を調べて、何もしないと何も補助金も何も出ませんということになりますから、よくよく調べてみて、その圃場に合ったやはり最小限のいわゆる補助を受ける体制、10アール24万円です、合わせれば、1町歩240万円です。こういった助成も調べてみればあるということですから、そこら当たりをよく調査をしながら、自分の圃場、あるいはまた借りている圃場、借りている圃場の賃料は、それは貸し手、借り手、双方で話し合いをして、どちらが持つか、これはこちらは関与できませんけれども。そこでよく調査をしながら、やはり調べてみたほうがいいと思います。それで、それなりの国会議員の方々が、もうそこへ直接やっているのだけれども、基本は変えませんと。そうですよ、国が一旦出したものを、いちいち変えるということはない。ただ、運用については、そこら当たりは著しく実態に合わない、そういったものについては変えるのも、それはあり得るよということを聞いております。直接、大臣には要請しているのです。あるいはまた、質問を迫っているのです。それを、国会議員にただただ言っても、願いということでは、そう簡単には、これは変わらないというふうに思いますから、そこら当たりやはり認識したほうがいいと思います。

○11番（瀬川左一君） いいですか。

○議長（附田俊仁君） もう時間なので。

これをもって、11番瀬川左一君の質問を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第2号の10番の佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） おはようございます。

私は、今議会で最初に介護用品の支給について質問します。介護用品の支給というの
も、今回は、おむつの支給についてです。

寝たきり、認知などで、在宅を介護をしていると、いろいろなところで費用が発生しま
す。在宅介護をする上で、ばかにならないのが、おむつ代です。毎日、数枚利用するだけ
で、月1万円以上3万円程度の出費になると言われています。この介護用品のおむつの支
給について最初に質問します。

二つ目は、七戸霊園の整備について。特に、合葬墓についてです。

近年、核家族、単独世帯の進行、人口流出、地縁、血縁の希薄化などの社会情勢の変化
に伴い、墓の管理問題や経済的理由などで墓を持たないなど、自身の仕事に不安を覚える
町民が増えています。価値観の多様化に伴い、お墓に求められる役割も変化しており、県
内でも承継を前提としない墓地を設置・運営する自治体が増えています。墓の管理、負
担、困難、承継者がいない、墓が高額であるなどの理由から、合葬墓への関心が高まっ
ています。これらの現状と課題を踏まえ、将来にわたって町民の墓地需要に応じていくた
め、七戸霊園が抱える様々な諸課題、解決のための取り組みを進める必要があると思っ
て質問します。

三つ目の質問は、教職員住宅についてです。現在、教職員住宅は、十字路の教職員住宅
は10棟あるけれども、使われていない、そういう状態にあります。これをどうするのか
ということについてお伺いしたいと思います。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。

では、質問者席から質問いたします。

介護用品の支給について。

高齢者の非課税世帯で、要介護3から5の家族を抱えている世帯は、どれぐらいある
か。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の非課税世帯で、要介護3から5の家族を抱えている世帯は、ひとり世帯を含
め、令和5年4月1日現在で370世帯であります。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 370世帯というのは、少なくない人数です。これに寝たきりの世帯などが、この中に含まれていると思いますが、おむつの必要な世帯というのは、かなり必要だと思っています。

次の質問に入ります。

高齢者の非課税世帯で、要介護3から5の家族を抱えている世帯に対して、紙おむつ等の介護用品を支給する考えはないか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、要介護4、5の高齢者を在宅で介護する非課税世帯の家族に対して、紙おむつを支給しております。

ただし、この事業も制度改正により、現在では2世帯のみの支給になっております。なお、現在の対象者が施設に入所するなど、支給要件に該当しなくなった時点で、その事業というのは終了するという事になっております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 現在は2世帯のみに支給ということになっているのですが、実際は、先ほども言ったように370世帯も要介護を抱えている世帯があるから、紙おむつの支給というのは、介護用品の支給というのは、大きな町民の願いとしてあると思います。

そこで、現在の対象者が支給要件に該当しなくなって、事業は終了ということですが、この紙おむつ支給の事業を続けることはできないか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現在行っている地域支援事業の負担割合は、65歳以上の介護保険料が23%になっており、残りが国・県・町となっておりますが、この事業を継続した場合、国等の公平負担がなくなるために、財源は全額介護保険料で負担することになります。

このことにより、町の介護保険料の引き上げが想定されることから、継続は考えておりません。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 全額介護保険料で負担することになると、介護保険料を高くするというのが考えられるわけですが、そういうことから、これはできないということですが、これは一般会計からでも出せば、出せないわけでもないですから、その辺も考えていただきたいと思っています。

次に、七戸霊園事業についてです。

先ほども言いましたが、墓の管理の負担、困難、承継者がいない、墓が高額であるなどの理由で合葬墓への関心が高まってきていますが、最初に質問するのは、七戸霊園で使用されている墓地の数はどれぐらいか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

七戸霊園の区画は、504区画で、現在378区画、75%が使用許可済みとなっております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 墓は、70%以上使用されているということですが、まず、残っているのも20%以上あるわけですが、先ほど、壇上でも述べたように、合葬墓への関心が高まっていると。当町でも、町民の間から合葬墓を造れないかという意見も聞こえてまいります。

そこで、七戸霊園に合葬墓を造る考えはないか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

合葬墓については、県内で3市が運用中で、2市1町でその整備が今、進んでおります。整備の理由の一つに、ほとんどの自治体では、墓地に空きがなくなっていること、そして、新たに墓地を整備することが困難なことということが上げられております。当町の霊園は、先ほどお答えしたとおり、まだ余裕がありますので、現時点においては合葬墓を整備する考えはありませんが、しかし、少子化、核家族化の進展や地縁血縁の希薄化、それから価値観の多様化など、社会情勢が急速に変化しており、今後、合葬墓の需要等については、よく調査をし、注視をしていきたいと思っております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 本町は、墓が、七戸霊園の場合は、まだ3割近くの区画があるわけですが、しかし、先ほども言いましたが、継承者がいないとか、墓が高額であるなどの理由から、やはり、合葬墓を造ったほうがいいのではないかとということで、これについては、検討していただきたいと思えます。

次に、教職員住宅についてです。

七戸町の教職員住宅は何件か、また、入居率はどれぐらいか。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） まずは、おはようございます。

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

町が管理している教職員住宅は、七戸地区に4室の建物が2棟あり、天間林地区には1戸建ての住宅が10棟で、合計18戸あります。

七戸地区の住宅は、8室のうち5室が利用されております。また、天間林地区の住宅は、令和3年度4戸の利用がありましたが、令和4年度は1戸となり、年度中の7月の転居により、それ以降は利用者がいない状況です。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 十字路のところの10棟の教職員住宅というのは、入居者が

いないわけですね。本当に、この住宅をそのままにしておくことは、できないのではないかと考えています。

そこで、何とかして入居者を増やす方法として、いろいろ考えてみたのですが、その教職員住宅に5年以上入居したら、その住宅を土地も含めてその人に提供する、そして、町に住んでもらうと、そういうふうな考えはないか。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

御質問の趣旨は、移住・定住を含めた町の人口増加に向けた住まいに関する取組への提案と受け止めております。現状として、教職員住宅の利用が減少しており、今後も急な増加は見込めないと考えております。七戸地区の教職員住宅を残し、現在利用されていない天間林地区の教職員住宅を人口減少対策の一環として進めていくことも一つの考えだと思っております。

教職員住宅は、単身あるいは二人暮らしに対応した造りとなっておりますので、建物と土地を譲渡しても、将来的には転居の必要が考えられます。

したがって、5年住んだら譲渡するというわけにはいきませんが、まちづくりの施策の観点から、町長部局と連携しながら、住宅の利活用を図っていきたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） この教職員住宅が余っているというのは、非常にもったいない話で、これの利活用というのは考えていかなければならないと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（附田俊仁君） これをもって、10番の佐々木寿夫君の質問を終わります。

次に、通告第3号、3番山本泰二君は、一問一答方式による一般質問です。

山本泰二君の発言を許します。

○3番（山本泰二君） お昼がもうすぐですが、おはようございます。

改選を経ての初の定例会であります。初心に返り、また選挙において訴えてきた事項に、事柄についてさらに深く考え、行動してまいりたいと考えております。

そして、6月4日には、新しい青森のリーダーを決める県知事選の投票日です。各候補の訴えには、七戸町と共通の問題点も多く、新しいリーダーの下、県と一丸となって七戸町のために活動していきたいと考えております。

今回の県知事選での各候補の重視する政策の一つが、人口減少への対応です。少子高齢化の問題、産業の育成、物価高騰等のそういったものに対する対応は、全て人口減少への対応につながります。子育てを支援し、産業を育成し、住みやすい町をつくることにより、移住を促し、また、人口の流出を抑制することもできるとし、各候補は政策の柱としております。

これは、青森県の問題でもあり、七戸町の問題でもあります。青森県に限らず、東京都以外の自治体が、これまでも人口流出、人口減少への取組を行ってきています。移住者

に対する補助金、住宅の確保支援、子育て世代への給付金、給食費の無償化等、様々な取組を行ってきていますが、いまだ決定打となるようなものは見つかっていないようです。

人口減少の要因は、様々あります。一つ手を打てば、改善するものではありません。様々な角度から原因を探り、時に改革的な手段を講ずる手段を必要があると考えます。

地域にとって、学校というものはとても大きな存在です。学校がなくなると、町は縮小していきと言われていています。七戸町でも、現在、小学校は三つ、中学校は二つまでに減少し、高等学校も圏域での統廃合が進められています。その中でも、七戸高等学校は、まだ統合への具体的な動きはないようですが、今後も安泰ということは言えないと思います。

七戸町にとって、七戸高校は大きな存在です。高校の配置、運営は県の管轄になりますが、大切な高校を存続させるべく、町としても様々な努力をしていく必要があると考えます。高校を魅力化させるということは、ひいては、七戸町を魅力化させることにつながります。今回の一般質問では、七戸町公営の柏葉塾について、この状況と今後の在り方について問います。

以降、質問者席に着いて、質問します。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） では、質問を続けます。

令和3年10月に七戸高校に七戸公営柏葉塾が開校しました。県内で初めての公営塾で、入学者確保の起爆剤として期待されています。令和5年には、1年間受講した塾生が卒業を迎えています。七戸高校の学力向上と魅力化を託された塾の実績づくりが求められています。特に、大学への進学者の増加が期待されています。

最初の質問です。

初年度は、年度途中での開講であり、公営塾の浸透も十分ではなかったかもしれません。その後、新年度を迎え、ある程度様子が分かった状況になったのではないかと思います。各年度の受講者数は、どうなっているか。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

令和3年10月1日に開校した七戸公営柏葉塾の塾生は、初年度は活動期間が半年ということもあり、59名でした。令和4年度末は119名でありました。新年度を迎え、3年生が卒業し、新1年生が加入した4月末の塾生は124名となっております。5月中に登録した生徒が数名いると聞いていますので、さらに増える見込みです。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 次の質問です。

今年、令和5年3月には、令和4年4月に3年生となった受講生が1年間勉強をして、卒業を迎えました。この卒業生の進路状況は、どのようになっているのかお聞きします。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

令和4年度の卒業生97名のうち、公営塾登録者数は29名でした。その進路先としては、4年生の国公立大学5名、私立大学13名、国公立・私立の短期大学6名、専門学校5名という状況であります。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 引き続き、質問します。

来年、令和6年3月には、今年度3年生になった受講者が卒業を迎えます。現時点で、3年生の受講生がどのような進路を考えているか把握をしているか。また、町として、その目標はどのようなものであるかお聞きします。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

令和5年度の七戸高校3年生93名のうち、公営塾登録者数は42名おります。3年生42名の現時点における進路志望として申し上げますと、4年生の国公立大学26名、私立大学なし、専門学校が5名。また、就職志望が11名であり、そのうち公務員志望は4名という状況です。進路先の結果を見込むことは非常に難しいことですので、まずは、昨年度の状況を超えること。そして、進学・就職を併せ、塾生全員が卒業後のそれぞれの目標を達成すること。さらには、七戸町の魅力を学び合うキャリア教育の取り組みも行いながら、進めてまいりたいと考えています。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 今回の、令和5年度3年生の志望という意味では、志望段階ですけれども、国公立大学への志望者が増えていると、進学者が増えているというふうにみて取ることができると思います。

次の質問ですが、効果的な塾の在り方としては、町の期待と塾の運営、そして、受講者の求める学習環境がマッチする必要があります。特に、受講者の求めに応じた学習システムが重要です。塾利用者による公営塾の評価はどのようなものであるかお聞きします。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

公営塾に対する満足度アンケート調査を毎年行っており、今年度の結果を見ますと、5段階評価で上位2段階である高い評価の割合は、80%を超えています。

また、アンケートに記載されている意見には、積極的に勉強と向き合えた、集中できるようになった、希望の大学へ行けたなど、感謝の言葉がありました。

その一方で、先生方の異動がないほうが良いといった意見もいただいております。

いただいた感想や意見は、今後の運営に活用し、工夫を重ね、生徒一人一人に適した支援を努めてまいりたいと考えています。

七戸公営柏葉塾が七戸高校と緊密に連携することによって、生徒たちにとって魅力ある塾となっております。そのことが、七戸町の七戸高校としての魅力を高め、結果として地域振興につながるような好循環を目指して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） おおむね満足であるという回答があると思いますが、この結果を今後とも、さらに満足度が上がるように、そして、この七戸高校の公営塾、これが町にとって大事なものであると、それが地域にとって大事なものであると。そして、その地域外の人たちにとっても、ここはすばらしいことをやっているなというふうに思ってもらえるような、将来的には、例えば国内留学であるとか、それから、県外の高校生を受け入れるとか、そういうところまでに至るような形でアピールできるような塾にさせていただけるようお願いをして、質問を終わらせていただきます。

○議長（附田俊仁君） これをもって3番山本泰二君の質問を終わります。

次に、通告第4号、4番向中野幸八君は、一問一答方式による一般質問です。

向中野幸八君の発言を許します。

○4番（向中野幸八君） おはようございます。

早速であります。今回は3点ほどお伺いいたします。

一つ目として、民生委員について伺います。

社会福祉増進の観点から、とても大事な役割を果たしているが、3年ごとの改選の状況について、当町の現状はどういう中にあるのかお伺いいたします。

二つ目として、保健協力員についてお伺いいたします。

町内会より選任され、町から2年間の任期で活動しているようですが、協力員として現在の活動はどういう状況にあるのか。そして、今後の方向性についてお伺いいたします。

三つ目として、防災無線について伺います。

先般、5月の5日に石川県において、震度6強の地震が発生し、建物が倒壊するなど多数の被害が出ました。災害は、いつ来るのか分かりません。仮に、当町において災害が発生した際、町民への第一の連絡手段として防災無線を利用した情報提供が行われると思うが、その点についてお伺いいたします。

壇上からは以上とし、後は質問者席から行います。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 民生委員についてお伺いいたします。

当町における社会福祉増進のために、地域住民の生活状況の把握、生活困窮者の保護・指導の協力などを任務している民生委員の状況はどうなっているのか。全国的またほかの自治体においても、高齢化問題のほか、働くシニア層の増加や専業主婦の減少が背景にあり、なり手不足が深刻化している状況にあるようです。

そこで、お伺いします。

(1)の社会福祉増進のために、地域住民の生活状況の把握、生活に関する相談や援助等を任務しているが、3年ごとの改選の必要性や問題点など現在の状況は。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 向中野議員の御質問にお答えいたします。

民生委員については、民生委員法第10条に「任期は3年とする。」となっております。3年ごとに改選を行っております。

問題点としては、任期をもって退任する方は、町内会長や常会長の承認を得てから退任し、次期委員になられる方は、町内会や常会からの推薦により委員に就任していただいておりますが、現状では、定数52人に対し、欠員が2名となっており、委員が不足している状況であります。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 行政や福祉サービスの橋渡しが役割でもあるが、そのほかにも、児童委員も兼ねております。ひとり世帯高齢者を訪問したり、ひきこもり、児童虐待に関する相談を受けたりして、住民の身近な見守り役で、社会福祉のためにとっても大事な役割を果たしております。

そこで、お伺いします。

（2）、当町においては、現在は適正な人員での活動状況にあると思うが、全国また本県においても、高齢化に伴うなり手不足が深刻化している中、当町の今後の取組、対策はあるのか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現在は、適正な人員というか、適正に近い人員で活動していただいておりますが、全国的に高齢化により、民生委員のなり手不足が問題となっております。さらに、職場の定年延長などによる就業拡大でなり手はさらに減りかねないという状況にあります。なり手不足は、年齢的な問題だけではなく、多岐にわたる業務も一因と思われることから、町では、民生委員が負担となっていることに対し、サポート体制、これを強化をし、委員活動の負担軽減にも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 次に、保健協力員についてお伺いします。

町内会長、常会長は、広報、広報誌配布等、業務委託を受け、1年間自分の所轄する件数の役割を果たしていくと思えます。

ところが、保健協力員の任期は2年となっております。町内会長、常会長の後継者も大変ですが、保健協力員はそれ以上になかなか決まらないそうです。再任も限度があり、体力的にもきついか、次がないから仕方がなく継続する方もいるようです。

また、名前だけでもと何とか引き受けてもらうが、結局、少ない回数会議さえ出席できない状況にあるというのを現状耳にします。

そこで伺います。

町内会より選任され、2年間の任期で活動しているが、協力員の活動はどうなっているのか。また、今後の協力員の役割・体制の方向性についてどのように考えているのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

保健協力員は、現在78名で、主に集団健診時の補助やヘルスチェック教室時の介助及び健康づくり普及活動といったものを行っております。

今後の役割については、これまで同様、各種検診の補助、受診勧奨、情報提供を通して、町民の健康づくり、普及活動の役割を担っていただき、体制についても現行の78名というものを何とか維持していきたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 地域に必要な協力員です。地道な活動の面もあるが、協力員の役割をきちんと認識した上で、選任され、活動する流れであればいいと思いますが、なかなか難しい地区もあるようです。協力を求めながら、改善の対策も考慮し、よりよい組織の体制づくりを期待しております。

次に、（3）の防災無線について。

災害時及び日常生活に必要な防災無線であります。災害における緊急事態が発生した場合、とても大事な役目を果たすと思いますが、そこで、お伺いいたします。

一つ目として、災害が発生し、電力が遮断・切断された場合、防災無線本体に関わる予備電源が機能すると思うが、どういうシステム状況になっているのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

当町の防災行政無線については、それぞれの地区における防災、応急救助、災害復旧に関する業務を主な目的に、中央消防署からの火災発生情報及び消防庁からの全国瞬時警報システム（Jアラート）、これを共有し、また、平常時には一般行政事務にも使用しているところであります。

御質問の災害発生時の、停電時のそのシステム対応については、指令卓となる防災無線発信元の役場本庁舎、それから、災害無線室に蓄電池と非常用発電機を整備しており、停電時であっても、三日程度は平時と同じに発信できるようバックアップ体制を整えております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） いろいろな機能を兼ね備えた防災無線のようなので、安心してありますが、仮に、災害時により電気・水道等が一気に遮断されると、不安となります。そして、情報がなかなか入ってこない、普段はテレビ、携帯電話等で情報を入手できるが、災害時は厳しい状況も想定されます。そして、厳しい状況の中、防災無線はとても有効な情報提供の手段となると思います。

町民の安全・安心の観点から、お伺いいたします。

（2）の町内各所の鉄塔の上に拡声器が設置されておりますが、仮に、災害時により、傾いたり、転倒状況でも支障なく機能するものなのか。また、実質的機能を確保するため

の対策はあるのか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

御質問の防災無線、屋外子局、いわゆるその鉄塔、これは現在、町内各所に42か所設置しております。構造は、建築基準法に準拠し、風速60メートル、それから、東日本大震災相当の震度においても、倒れないというように設計されております。

また、停電時においても、放送できるようバッテリーを各塔に搭載しており、災害時に瞬時に機能するように、毎年保守・点検・管理、これを行っております。

加えて、各家庭に設置している戸別受信機については、家庭用電源のほかに、乾電池で作動するため、停電時においても、防災無線を受信することができるようになっております。

なお、戸別受信機やアンテナに不具合が発生した場合は、保守・管理事業者へ依頼し、その都度、点検・修繕を行っております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 万が一、災害が発生した場合、対応の早い情報提供をお願いいたします。多額なお金をかけた防災無線です。災害のみならず、日常生活にも必要な防災無線です。日々、町民の安全・安心のため、情報提供の役割を果たしていくと思っておりますので、今後も機器の管理面等、よろしく願います。

以上で、質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、4番向中野幸八君の質問を終わります。

昼食のため、1時まで休憩にします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 0時58分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を始めます。

次に、通告第5号、2番中野正章君は、一問一答方式による一般質問です。

中野正章君の発言を許します。

○2番（中野正章君） 皆さん、こんにちは。

丸3年のコロナ禍も収束の兆しが見え、社会的にも明るさが戻ってきたように感じる昨今ですが、以前、ウクライナでの戦争は終息せず、国内でも物価高騰、資材高騰、電気料の大幅値上げなどで、人々の暮らしはますます苦しさを増しています。

さて、そういう中で、当町ではかねてからの懸案である庁舎移転建設の案件が、実際に計画化されようとしています。私自身、これについては、アリーナ建設途上でもあり、まだまだ先のことだと思っておりましたが、このことが3月の荒熊内特別委員会で初めて議員に説明され、私としても驚きました。それと同時に、これからこの議論が本格化していくのかと思っていたら、この1回の説明会で庁舎移転建設計画化が議会です承されたと思われております。私はこのことにさらに驚くとともに、大きな疑問を感じております。

我々、今の議員の役割とは何なのか。移転建設の是非から議論できないのか。庁舎移転建設案の経緯は、どのようなものだったのか。また、アリーナ建設直後で、財政的に大丈夫なのかなどですが、一番疑問に思っているのは、町にとって最重要の案件が情報提供の少ない1回の説明会だけで計画化されているのかということです。

以下は、質問者席から行います。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 私が議員になってからの4年間で一度もこの案件の経緯が説明されてこなかったように思いますが、少し調べてみると、この案件は平成28年6月の町長の説明から始まり、議決としては、平成28年12月の庁舎建設基金条例についての案件、そして、令和元年12月の用地取得の案件かと思いますが、これらは将来的な庁舎移転建設を伴っている案件ということで、間接的ではあるが、将来的な庁舎移転建設が議会です承されたということらしいです。

そこで、今の議員の役割は何かと考えますと、今のこの厳しい時代に将来的案件を実際に計画化しているのかということをも慎重審議することだと考えます。特に、財政面での検討は重要であり、将来にわたり町民の生活を守ることが議員として我々の役目でもあります。

特に、アリーナとその周辺整備によって、財政がどうなっているのか、どのように推移していくのか大変気になるところです。

そういうことで、一つ目の質問に入ります。

七戸町総合アリーナ建設に伴うインフラ維持・整備等により支出が増加し、町財政のひっ迫による公共サービスの低下が懸念されるが、町の今後の見通しはどうか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 中野議員の御質問にお答えいたします。

現在、総合アリーナ建設を始めとする荒熊内地区公共施設整備事業を進めているところですが、近年は、既存の公共施設において老朽化に伴う維持・修繕費が増加傾向にあること。また、大規模改修も必要になること等から、町では、公共施設整備を計画的に進めるとともに、財政的に有効な財源、これを確保し、健全な財政運営に努めてまいります。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 再質問いたします。

町には、公共施設が184あると伺います。これらは、行政サービスに直結するものであり、この維持・整備が今後かなりの財政負担になると予想されるが、これをどう考えているかを伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

公共施設等の統廃合、これは今までもやってきましたが、さらに検討し、歳出の削減に努めてまいります。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 財政の指標と言われるときに、まず、財政の硬直度を表す経常収支比率というのを使われるようですが、この推移はどうなっておりますか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

経常収支比率は、経常一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費に充当される割合を示しており、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標とされております。一般的に、この比率が高い水準で推移している場合は、義務的経費以外に使える財源に余裕がなく、財政運営が硬直していると言われております。町では、経常収支比率について、経年での比較、類似団体との比較による財政分析、これを行っております。

令和3年度における当町の経常収支比率は、82%であり、ここ数年、減少傾向が続いており、また、類似団体の平均より低い水準で推移しております。これは、固定資産税、いわゆる償却資産が大きいですが、それから、地方交付税の歳入増加、これが主な要因であると分析いたしております。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 今、町長から財政のことを聞いたわけですが、はっきり言いまして、現状どのように推移していくかよく分からないわけですが、令和3年の指標を見ると、まず非常によろしい、将来負担率とか、そこら辺は120億円も借金があるはずなのに、ゼロということで、それなりに充当される、補充される資金ということだろうと思えます。

ただ、今後、このアリーナ関係の債務の支払いについて、そうなったときにどうなるか、やはり、そういうのをきちんとしたシミュレーションのようなもので知りたいなというのを強く感じております。

そして、184あるという公共施設、これのまず統廃合は、やはり行政サービスの低下に直結する可能性があると思えます。これのまず青写真が、やはり、それは早急につくるべきだなという気がしております。

質問2に入ります。

このようなどても厳しい財政状況が予想される中で、さらには、自前資金で建設しなければならない庁舎建設が、本当に可能なのかとても心配されます。

しかしながら、3月の荒熊内特別委員会では、建設財源に関する基金の状況や建設した場合の財政シミュレーションなどの情報提供がなく、重要な審議ができていないと感じます。これでは、将来にわたって町民の生活を守れるとは言い難い。

また、厳しい人口減少や物価高騰、資材高騰の社会情勢を踏まえると、新庁舎建設には、簡単には賛成できない。議会が庁舎建設の計画化を了承するためには、多くの情報提供の下、より慎重な審議が必要と考えます。

そこで、より多くの情報提供の下、説明会を改めて開く考えはないか伺います。これは、計画化についての審議継続を求めるということです。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

基金の状況に関しては、例年9月定例会において、決算書において報告しているところではありますが、庁舎建設基金の残高、いわゆる基金を積んでおりますけれども、この残高については、令和3年度末で8億4,606万1,000円と。そして、令和4年度末においては、12億4,580万9,000円と、これを見込んでおります。

議員の御指摘の財政シミュレーションですが、これは、今後見込まれる公共施設の整備事業の内容、これを基に起債を発行した場合の償還額から財政健全化指標を独自に推計したものであります。これまで、令和元年9月に荒熊内地区開発事業特別対策委員会において、また、令和2年9月に財政研修会においても、その内容を説明いたしております。これからの町の財政状況について、様々な場面において、お知らせ、説明するなど、いわゆる説明会、そういったものもしながら、情報提供に努めてまいります。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 私が言いたいのは、結局、議員の役割は、この計画化を了承するかしないか。その後になれば、ある意味、悪く言えば、議員はもう用はないですよという可能性もあります。後は、建設委員会で計画しますよと。そういう中で、我々はもう既に、了承したことになれば、もう議員の役割は、これに関しては大体いいですよといううな、そういうことになるかと思えます。

やはり、この財政的な検討をしていない、我々は、その説明会の中で財政的な検討をしていません。将来にわたって、町民の生活のこととか、そういうことが結局検討していない。それは、町民に、「あなたは何をやっているのか。」と言われたら、何も答えられない。「どうして、あれを了承したのか。」と何も答えられない。何もやっていないですから、それでいいのかということでもあります。これに関しては、6日に発議もありますので、その結果ということもありますので、その節には、よろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問に入ります。

庁舎の問題と、やはり合併問題とはつながりが強い。今のこれも、まず、平成17年の合併に絡んでであります。そして、平成17年に合併してから、4,500人以上人口が減っているということで、激しい人口減少、こういう中であって、やはり、さらなる合併というのは、ある意味時間の問題かなという気もしております。そこら辺の考えはないのかお聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

国が進めた大合併、いわゆる平成の大合併でありますけれども、これは地方分権過疎法

による合併特例法の改正によって、平成11年から平成22年まで行われ、市町村の数は3,232から1,821に減少をいたしました。

当町は、平成17年3月31日に合併いたしました。合併時は、1万9,136人だった人口、これが令和5年3月31日現在、1万4,478人、いわゆる4,658人の減少、年間にすると約300人ずつ減っているという状況です。

町では、そこで、まち・ひと・しごと創生七戸町総合戦略人口ビジョン、これは平成27年12月に策定をいたしました。急激な人口減少、これを抑制するために多種多様な事業、こういったものに取り組んでおります。

これからも人口減少や少子高齢化、こういったものを見据えた持続可能な行政サービス、この提供を進めると同時に、近隣市町村の広域連携を、いわゆる継続して進めてまいりますので、広域での新たな合併というのは、今、考えてはおりません。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） まず、この合併問題というのは、やはり単独の問題ではなく、いろいろな外的要因が大きいと思います。また、そういうのも、もし、そうなった場合は、時間的猶予もあまりなく、決定しなければいけないこともあるかもしれません。まずそれは、とりあえずは、今のところないということは分かりました。

これで、私の質問は終わります。

○議長（附田俊仁君） これもって、2番中野正章君の質問を終わります。

次に、通告第6号、9番唘清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

唘清悦君の発言を許します。

○9番（唘 清悦君） 今日、再びこのように一般質問をできることをとてもありがたいことだと実感しております。

昨年の6月定例会で一般質問の原稿をより具体的に書きすぎたため、議会運営委員会及び町長と前議長に多大なるストレスをかけてしまったことを、今、思い出しております。今回もインターネット中継があるものと思い、マイルドにんにくではありませんが、マイルド処理した原稿で一般質問に臨んでおりますので、緊張せずに聞いていただけたと思います。

それと、私の発言の一部を訂正いたします。臨時議会での自己紹介の際、今までどおり頑張りますと述べましたが、今まで以上に頑張りますに訂正いたしますので、よろしくお願いたします。

では、本題に入ります。

青森県知事選挙の投票日が明後日に迫りました。その日に新たな知事が決まるわけですが、これまで5期20年知事を務められた三村知事には、心から感謝申し上げます。

今回の一般質問では、公聴活動について取り上げます。

木村知事のときは、100人委員会に応募して、意見や提案をすることができ、私もそれに応募して、発言していました。そして、その後、三村知事に替わってから、100人

委員会は廃止し、わいわいミーティングを県内各地で開催していくということになりました。

私は、青森会場が近いこともあり、提案内容を書いて申し込みました。100人委員会のときは、参加者の発言内容を聞いていて、私を感じたことは、結構似たような提案が多いということです。一県民の私でも、そう感じたくらいなので、知事や担当職員は、私以上に感じていたのではないかと思います。

そこで、県民が県に対して提案する前に、県のホームページで検索し、自分が提案したい内容が既に提案されていないか、あるいは、その提案を受けた県が、既に対応していたりしていないかを確認できれば便利ではないかと思い、県民の声データベースの創設を提案しました。

後日、県から回答が届きました。文書を見て、驚きました。なんと不採択と書いてありました。15人ぐらいの発言者を先着順や抽選で選ぶのではなく、提案内容で選ぶのであれば、不採択はあり得ないというのが私の思いでした。発言者の選定に関する全ての行政文書開示請求し、担当職員と電話でも直接やりとりしました。そして、落選者が選定に関する行政文書の開示請求を求めた際に、落選者がその結果に納得できるような選定方法になっていることを強く求めました。

そして、翌年1月に開催される弘前会場のわいわいミーティングに、今度こそ確実に選ばれるような提案内容で再度申し込むことを伝え、実際に再度申し込みました。そして、今度は採択という結果が届きました。わいわいミーティングに参加する前に、公平で透明性の高い選定の提案を実現させることができたと思いました。

そして、当日5分以内の発言時間にまとめた原稿を持って、車で弘前会場に向かいましたが、猛吹雪に見舞われ、何とか会場についたことを昨日のことに覚えています。

無事に提案し終えて、一安心した1週間後、新聞の書き込み記事を見て強く衝撃を受けました。そこには、なんと、県は来年度の4月から県民の声データベースを実施すると書いてありました。記者会見で知事が発言して記事になったのかもしれませんが、提案からわずか1週間後、しかも、次年度の予算や事業内容を県議会に示してもいない段階での決断に、提案した私自身が一番驚き、三村知事に対する私の評価が格段に上がりました。

青森県のホームページのトップページにある「あなたの声を県政へ」をクリックすると、次のページに県民の声データベースが出てきます。直近4年分の年度をクリックすると、分野ごとに提案と回答が見られるようになっています。

私は、(仮称)県民の声データベースのつもりで提案しましたが、その名称をそのまま19年間使い続けてくれたことを、とてもありがたく感じています。そして、その県民の声データベースを今回一般質問に取り上げた理由ですが、そのときの出来事を思い出していて、これこそ本来あってはならないことですが、県民の声データベースを提案した私が、町議になって12年間経過したにもかかわらず、いまだに自分の町で実現できていないということに最近気づきました。私が議員になる前に、町民の声データベースの創設は

町政座談会で提案しましたが、すぐには実現されませんでした。そして、いまなお実現されておりません。

三村知事とは、政策の話をいろいろとしてみたいという気持ちと同時に、今は、三村知事に会わせる顔がないという気持ちが同居している状態です。県に遅れること約19年ですが、七戸町も町民の声データベースを始めましたと言えるようにしたいと思い、今回一般質問で取り上げることにいたしました。

今年予定されている選挙も残すところ県知事選挙のみとなりましたが、既に終了した県議選と町議選で、やや気になる点がありましたので、それについても質問いたします。

情報公開、情報提供と選挙の投開票事務の二点について質問者席へ移動して、質問いたします。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 質問1の（1）の質問に入ります。

広報広聴活動の広く聞くの広聴活動のほうについて伺います。

町民の声を町政に反映させる目的で、町民の声を多様な方法で受け付けていると思います。具体的に言えば、対面での対話、電話、FAX、手紙、メール等の手段が考えられますが、現在、町民からの苦情・意見・要望・提案等をどのような方法で受け付け、それに対する回答をどのように行っているのか伺います。

また、令和4年度に寄せられた町民の声の内容と件数についても伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 听議員の御質問にお答えいたします。

町民からの苦情や意見、要望・提案等については、町のホームページ、それから郵便やFAX、意見箱、電話による受付をしております。回答は、それぞれ質問者から指定された連絡先へ担当課から回答をしております。

また、令和4年度に寄せられた内容と件数は、それぞれホームページのお問い合わせは15件、内訳は苦情2件、意見5件、要望7件、それから提案1件と、郵便や意見箱は10件で、内訳は苦情5件、意見5件となっております。

なお、電話での問い合わせは担当課で対応しており、重要事項については庁内で共有するようにしております。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 状況については分かりました。

（2）の質問に移ります。

青森県では、ホームページを活用し、県民から寄せられた意見や提案と、それに対する県の回答を県民の声データベースにまとめ、誰でも閲覧できるようにしています。県民の声データベースがあることによって、県に伝えたい意見や提案がある県民が、既にほかの人からも同様の意見や提案が出されていないか確認することができ、同じ意見や提案を行わずに済みます。意見や提案を受け付ける県は、同じ意見や提案に対して、同じ回答を何

度も行うことをしないで済みます。

事務事業の効率化の観点からも、当町においても、県民の声データベースと同じような事業を実施する考えがあるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現在、町のホームページには、よくある質問コーナー、これを設けておりますけれども、内容といたしましては、申請事務や行政手続等に関することであります。今後は、広く町民全体に係る意見・要望・提案等についても、町民の声としてよくある質問等のコーナーで整理、掲載してまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 19年間続けてきた県民の声データベースですが、4年分のみ掲載になっております。それ以上古いものについて調べなくてもいいということが、多分県のほうでは長年やってきた経験でそのようになったと思っています。同じ質問であっても、もう5年前や10年前と違って、社会情勢が変化していることもあり、県の取組も進んでいたりすると、回答が違うものになっていたりするということではないのかなと思っています。逆に、今度は、県がやってきた実績をこちらが参考にして取り組めればなど思っております。

次に、（3）の質問に移ります。

当町の発展を願い、それに寄与する政策や事業を提案したいと考える人は、町の現状を把握するためのデータが欲しくなるだろうと思っています。各課が実施している事業に関するデータは、各課が保有していると思います。公文書開示請求を行えば、2週間以内にはそれらの書類が入手できますが、時間と手間を要します。開示しても問題がないと思われるデータが、町のホームページで見ることができるようになっていれば、提案内容を早期に作成することができます。

先日、青森市のホームページを見たところ、行政の透明性、信頼性の向上、業務の効率化、高度化を目指すとともに、住民共同の推進、地域課題の解決や地域経済の活性化などの効果を得るためという目的で、積極的に市のデータを公開していました。

そこで、当町においても、オープンデータを推進する考えがあるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

国が定めるオープンデータに関するデータの作成は、専門的な知識や技術を有する人材、これが必要であり、町で保有するデータを加工する必要があります。このことよって、オープンデータを推進することは難しい状況ですが、現在、町のホームページに公開しているデータについては、一つにまとめるなど探しやすく、活用しやすいように努めてまいります。

今後については、オープンデータ、これを推進をするという方向で検討してまいりたい

と思います。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（所 清悦君） ぜひ、各種散らばっているデータを1か所にまとめて見つけやすいようにしていただきたいと思います。

次に、（4）の質問に移ります。

様々な意見や提案の中でも、役場職員が行っている事業に関しては、一般の町民や議員よりもそれに関する情報をより多く保有していると思われる職員のほうが、様々な意見や提案が出るのではないかと思います。また、議員と町職員が政策を競う状況になることが町の発展につながるとも思っています。

青森市では、職員提案制度規定を定めており、その第1条には、「この規定は、青森市職員による本市の事務事業の改善等に向けた提案制度を設けることにより、企画・立案等に積極的に取り組む組織風土を醸成するとともに、職員の政策形成能力の向上を図り、もって市民サービスの向上に資することを目的とする。」と明記されております。

そこで、当町においても、職員が積極的に政策や事務事業の改善等に提案するような制度を設ける考えがあるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現在、様々な現状の課題について各課が事務事業の改善等、いわゆる事務事業の効率化の向上や重要施策の立案などを提案し、内容によって、若手職員や課長補佐級などで構成されるプロジェクトチームや作業部会で協議をし、課長級で構成される検討委員会等で調整を経て、構築しております。

こういったことによって、事務の効率化や住民サービスの向上を図るよう取り組んでおりますが、いわゆる議員の御質問の職員提案制度、これは、これからいわゆる若手の意見を吸い上げるということで、これも今後検討し、制度化してまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（所 清悦君） 町民の声を受け付ける手段の中に、一つ大事なものが抜けていました。我々議員もやはり町民の声を受け付ける立場にあります。そして、その意見を基に、また自分の考えも付け加えて一般質問を使い、提案したりしております。

そこで、町民の声データベースの中で、今すぐできること、また、やってほしいと思うのが、やはり、一般質問で各議員がどの分野に対して、どのような提案をしたか、それについて、町長が答弁したり、教育長であったり、選挙管理委員会の委員長であったり、答弁しているわけですが。また、改選によって新しい議員も加わりました。次の一般質問に向けて、それぞれいろいろ考えている段階ではありますが、その際に、過去4年分でもいいのですが、分野ごとにどの議員がどういった質問を行っているか、提案しているかというのが、見やすい状況になっていれば、議員も同じ質問をするということもなく、前の質問を参考に、さらに深い質問をしていくということができるとと思いますので、それも

提案しながら一緒に進めていただきたいと思います。

2番の選挙の投開票事務についての質問に入ります。

(1)の質問です。

今年4月に行われた選挙において、投票所でも写真撮影を禁止していましたが、これまでに投票所で写真撮影が行われたことによって、問題が生じたことがあったのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（新館文夫君） 町議員の質問にお答えします。

七戸町選挙管理委員会としては、現在、投票所内での携帯電話やスマートフォン、デジタルカメラ等による撮影は、フラッシュやシャッター音のほか撮影に伴う行為は、他の選挙人に心理的影響を与えかねないことについて、公職選挙法で定めた投票所の秩序保持及び投票の秘密保持に抵触する恐れがあるなどの観点から、御遠慮をいただいております。

○議長（附田俊仁君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（新館文夫君） 問題が生じたことがあったのかというのは、何か質問されなかったと私、誤解したのか分かりませんが、改めて追加させていただきます。

全国の自治体では、投票日当日にSNS等に特定の候補者を記載した写真等をアップするなどの事案が発生していると聞き及んでおります。これは、選挙運動に該当し、投票日当日の選挙運動を禁止している公職選挙法に抵触することになります。

したがって、ほとんどの自治体でも投票所での撮影行為を禁止しているところです。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（町 清悦君） 全国では、いろいろ問題が行っていて、七戸町内においては、こういった問題はなかったということは分かりました。

(2)の質問に移ります。

東北町の開票の様子を伝えるある新聞社の記事を見ましたが、参観人にも報道関係者からも好評だったようです。報道関係者については、開票所の写真撮影を許可してもよいのではないかと、また、各立候補者の得票状況が参観人によく見えるように配置を見直したほうがよいのではないかと感じました。

今後は、どのように対応する考えであるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（新館文夫君） お答えします。

新聞社、放送局など報道機関等の開票所での写真撮影行為については、開票管理運営上、特別に支障がないことを踏まえ、原則として委員会に事前に届出をし、かつ報道倫理にのっとることを条件に撮影許可を与えてもよいのではないかと現在、七戸町選挙管理委員会にて、前向きに検討しているところです。

また、得票状況がよく見えるような得票台の配置等について、現在、協議・検討しているところであり、特に、町民に直接関わる町長、町議会議員選挙については、参観人に対

する配慮は必要と感じております。

開票作業に当たりましては、様々な方面から御指摘をいただいております。

今後、七戸町選挙管理委員会としてしっかりと分析・検証を行い、より迅速かつ透明性の高い開票作業を目指し、改善を図るとともに、次回の投開票事務に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（呷 清悦君） 答弁の中にありました投票の秘密保持について、さきの町議選で私自身が体感したことを紹介いたします。

投票所である呷集会所へ行き、受付を行ったとき、会場には職員4人と立会人3人がおり、投票人は私だけという状況でした。7人の視線が私一人に注がれていることを意識しながら、投票用紙を受け取り、記入台に向かいました。職員と立会人は、立候補者なのだから、当然自分の名前を書くだろうと思ったと思います。当然、私は呷清悦と漢字で自分の名前を書きましたが、書き始めたときに鉛筆の筆記音が結構響くことに気づき、はっとしました。アルミ製の記入台と鉛筆の組み合わせと会場が静まりかえっていることによって、書いた名前の画数を数えることができると思えるほどでした。投票箱に投票用紙を入れて帰るときに、もし私が立会人だったら、筆記音に集中し、画数を数えてしまうと思いました。そして、もし30画であれば、漢字で「呷清悦」と書いた可能性があると思い、6画であれば、ひらがなで「さそう」と書いた可能性があると思うだろうと思いました。そして、それだけにとどまらず、画数から誰が誰に投票したかを予想することを楽しみにしてしまいました。

青森県知事選挙は、4人の中から選ぶ選挙なので、誰が誰に投票したかを筆記音から予想するのは町議選よりは容易になると思います。投票人の中には、漢字で名前を書くことが困難に感じている人もいるかと思えます。せっかく投票したのに、それが無効票になったり、ほかの候補者との案分票になったりすることを可能な限り減らす工夫が必要だと思います。

私は、投票の秘密保持と無効票の削減という観点から、投票したい候補者の欄に丸いスタンプを押してもらって記号式も併用すべきではないかと思っています。知事選で使用する投票用紙は、印刷作業の関係から記述前投票は自書式で、投票日当日は記号式とのことなので、一安心しております。

しかし、筆記音が気になる投票者のことを考えると、記入台の上に筆記音をかき消すための音を発生させる機器を置くか、会場内にBGMを流すなどの対応が可能であれば、投票の秘密保持が守られるのではないかと思います。このことについても、ぜひ御検討いただければと思います。

次に、（3）の質問に移ります。

投票に行く人が非常に少ない時間帯があるという話が聞こえてきました。そこで、まず始めに、町議選での投票日当日の時間帯ごとの投票率はどうだったか伺います。また、投

票終了時刻を1時間及び2時間繰り上げた場合、事務費はどれぐらい削減できるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（新館文夫君） お答えいたします。

さきの町議会議員選挙での投票当日の時間帯ごと投票率についてですが、投票所で投票した総数は5,342名であり、割合として、投票開始の午前7時から正午までは56.4%、正午から午後6時までは35.01%、午後6時から午後7時までは5.7%、午後7時から午後8時までは2.9%でした。

また、投票終了時刻を2時間繰り上げた場合、投開票事務に従事する職員への手当等の削減額は45万6,460円が見込まれます。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 再質問いたします。

期日前投票もできることを考えれば、有権者の理解が得られれば、町の選挙だけでも投票日当日の投票終了時刻を繰り上げてもいいのではないかと考えていますが、投票終了時刻の繰り上げについては、どのように考えているか伺います。

○議長（附田俊仁君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（新館文夫君） お答えいたします。

投票終了時刻の繰り上げについては、経費の削減、また早い時間帯で開票結果を町民に周知することができるなどの効果が期待できる反面、一方で、国・県による選挙との投票終了時刻の違いから、混乱が生じることが十分予想されること。また、その日の終了間際でなければ、来られない方々の相当数の投票機会が喪失される可能性もあります。

町の選挙については、民意を問う重要な選挙であるだけに、投票終了時刻の繰り上げについては、いろいろな御意見をいただきながら、今後、議論を重ね、慎重に判断していただきたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 開票作業を参観していて、ほかに気になったことは、無効票が51票もあったことです。本人は、立候補者の誰かの名前を書いたつもりでも、それが判読不能な文字になっていた可能性があると思いました。その問題点を補うのが、あらかじめ投票用紙に印刷された候補者名に丸印をつける記号式で、文字を書きにくい障害者や高齢者も投票しやすく、疑問票や無効票も減って、集計のスピードが上がると言われています。選挙期間が短い選挙で、立候補者が確定してから投票用紙を準備するのは、日程的に厳しいかもしれませんが、投票日当日分だけでも、記号式で実施できれば、かなり無効票や疑問票は減らせるのではないかと考えています。

この点についても、今後ぜひ御検討いただきたいと考えております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、9番听清悦君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

○散会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月6日の本会議は午前10時から再開いたします。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後1時47分